

<財政健全化法に基づく財政健全化判断比率等の公表について>

●矢吹町の状況(令和5年度決算数値)

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を算定しましたので、下記のとおり公表いたします。

なお、矢吹町の財政は、いずれの指標においても「早期健全化基準」を下回りました。

【健全化判断比率】

(単位:%)

指 標	矢吹町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15.0	20.0
連結実質赤字比率	—	20.0	40.0
実質公債費比率	11.2	25.0	35.0
将来負担比率	72.6	350.0	

※「—」は比率がないことを表す。

○「実質赤字比率」

一般会計等の赤字の程度を示す比率です。矢吹町は、一般会計等の令和5年度決算が赤字ではないので、算出されませんでした。

○「連結実質赤字比率」

一般会計等に加え、公営企業会計を含む全会計の赤字の程度を示す比率です。矢吹町は、一般会計等及び公営企業会計の令和5年度決算が赤字ではないので、算出されませんでした。

○「実質公債費比率」

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。矢吹町は、3か年平均で11.2%で前年度の11.5%より0.3%減少し、「早期健全化基準」を下回っています。

○「将来負担比率」

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。この比率が高い場合、将来の負担が大きいことを意味するため、今後の財政運営に問題が生じるリスクが高まります。矢吹町は、令和4年度の72.3%から0.3%上昇し令和5年度は72.6%となりました。算定に係る主な要因は、充当可能基金が減少したことによるものです。

【資金不足比率】

(単位:%)

特別会計名	矢吹町	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
土地造成事業 特別会計	—	20.0

※「—」は比率がないことを表す。

○「資金不足比率」

各公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率です。矢吹町は、資金不足を生じた公営企業はないため、資金不足比率は算出されませんでした。

【参考】

- 早期健全化基準とは
財政の早期健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められています。
4指標のうちのどれか1つでも早期健全化基準を超えると、早期健全化段階とされます。
早期健全化段階になると、自主的な改善努力による財政健全化が求められます。

- 財政再生基準とは
財政の再生を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められています。健全化判断比率から将来負担比率をのぞいた3指標のうち、どれか1つでも財政再生基準を超えると、財政再生段階とされます。
財政再生段階になると、国等の関与による確実な再生が求められます。

- 経営健全化基準とは
公営企業の経営の健全化を図るべき基準として定められています。資金不足比率が経営健全化基準を超えると、早期健全化段階に準じた方法で健全化が求められます。